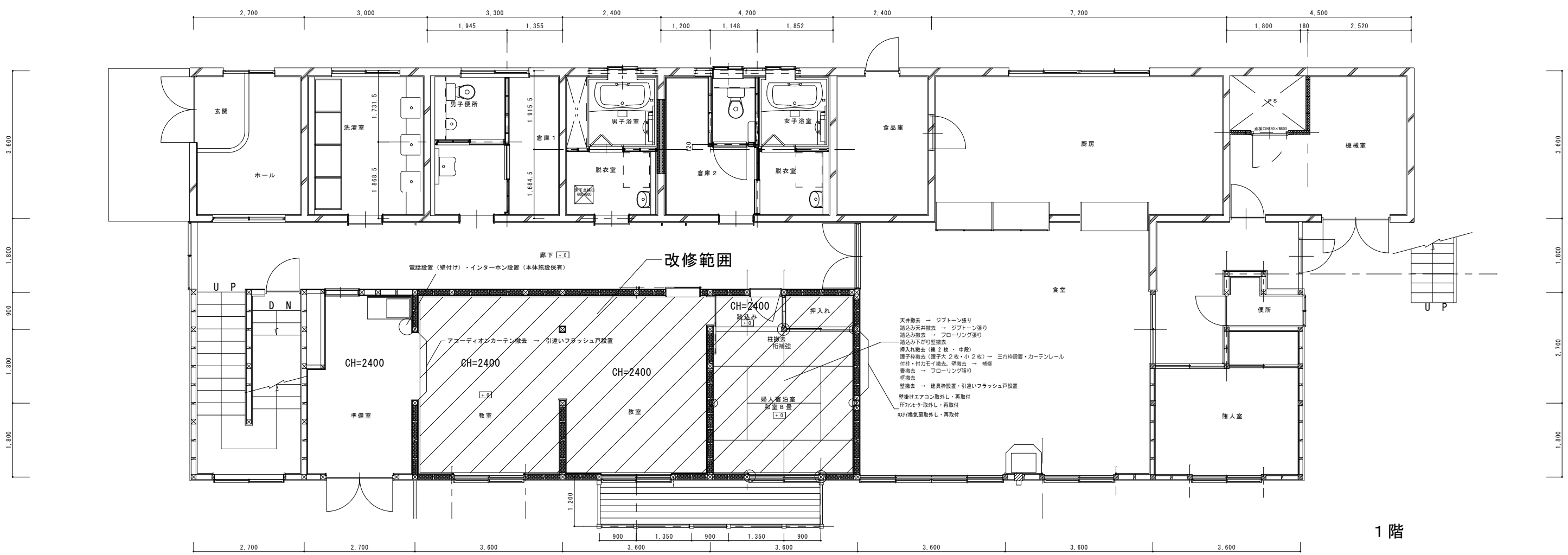
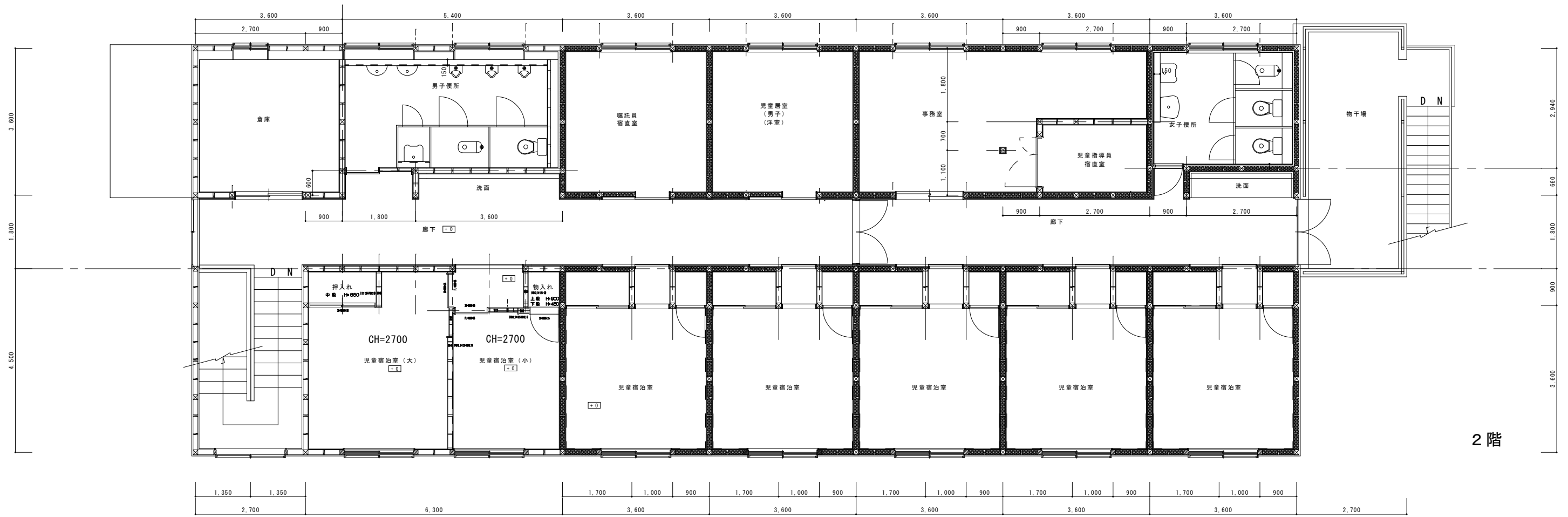


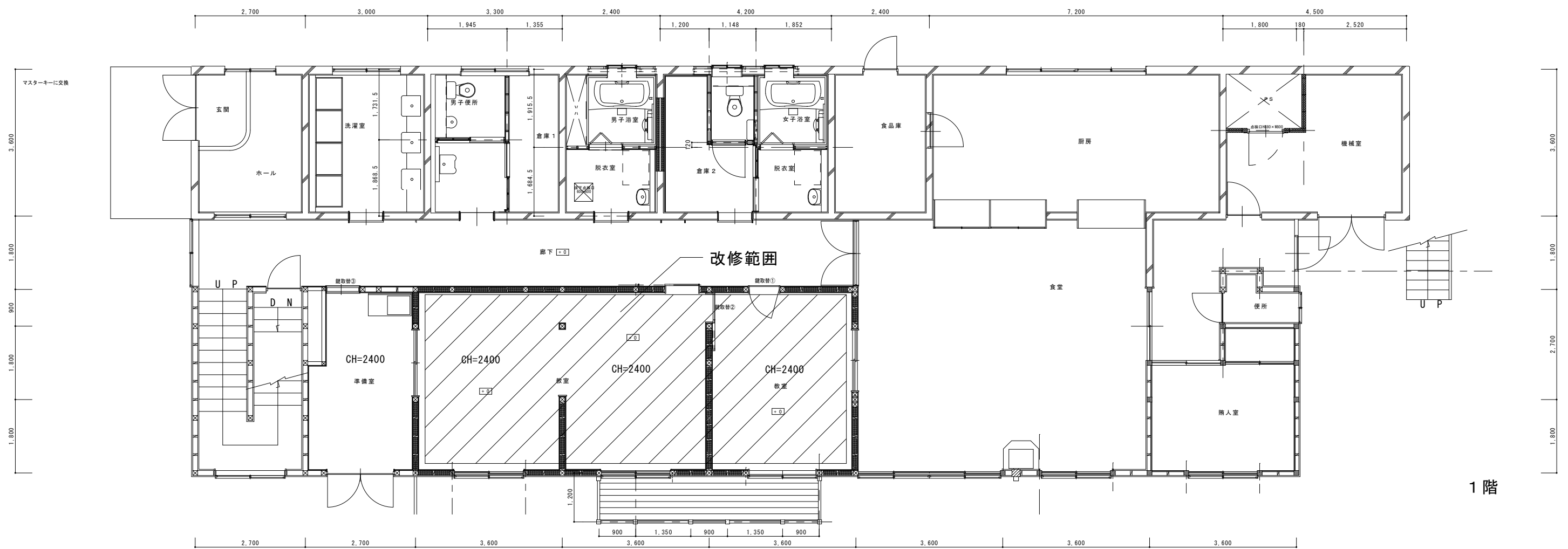
2階



1階



2階



1階



長野県松本児童相談所

工事名

松本児童相談所一時保護所学習室改修工事

図面名称

改修後平面図

図面番号

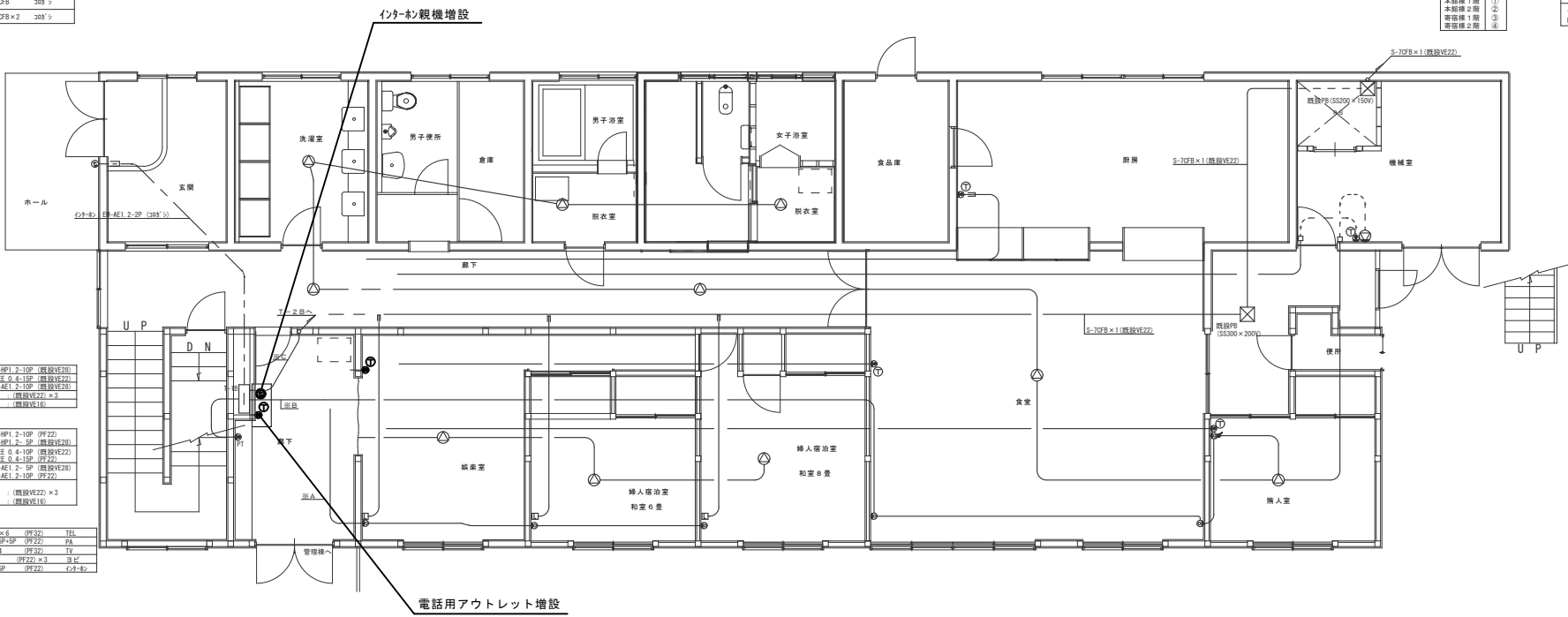
A-02

拡声設備	
—	EM-AE 1.2-2C 30W ¹
—	EM-AE 1.2-3C 30W ¹
電話設備	
—	EM-EBT 0.4-2P 30W ¹
—	EM-EBT 0.4-2P×2 30W ¹
—	EM-EBT 0.4-2P×3 30W ¹
テレビ視聴設備	
—	EM -50FB 30W ¹
—	EM -50FB×2 30W ¹

①	SOS -Hi -SVo -M	埋め込み型スピーカ
②	V -3S	アッチネータ
③	埋め込みモジュラー6種4芯	シャッター付
④	内線電話機 PB 子機14付	
⑤	多機能電話機 PB 子機14付	停電対応付
⑥	電話機は別による接続とすること	
⑦	LAN用OB 102×102×44	
⑧	9E2×1付 単局	30W接続
⑨	CS -7F -7	広帯域形(〜260MHz)
8/5付1'7E2(1'2)時、無毒性、録音機能付		
夜間感度補正		

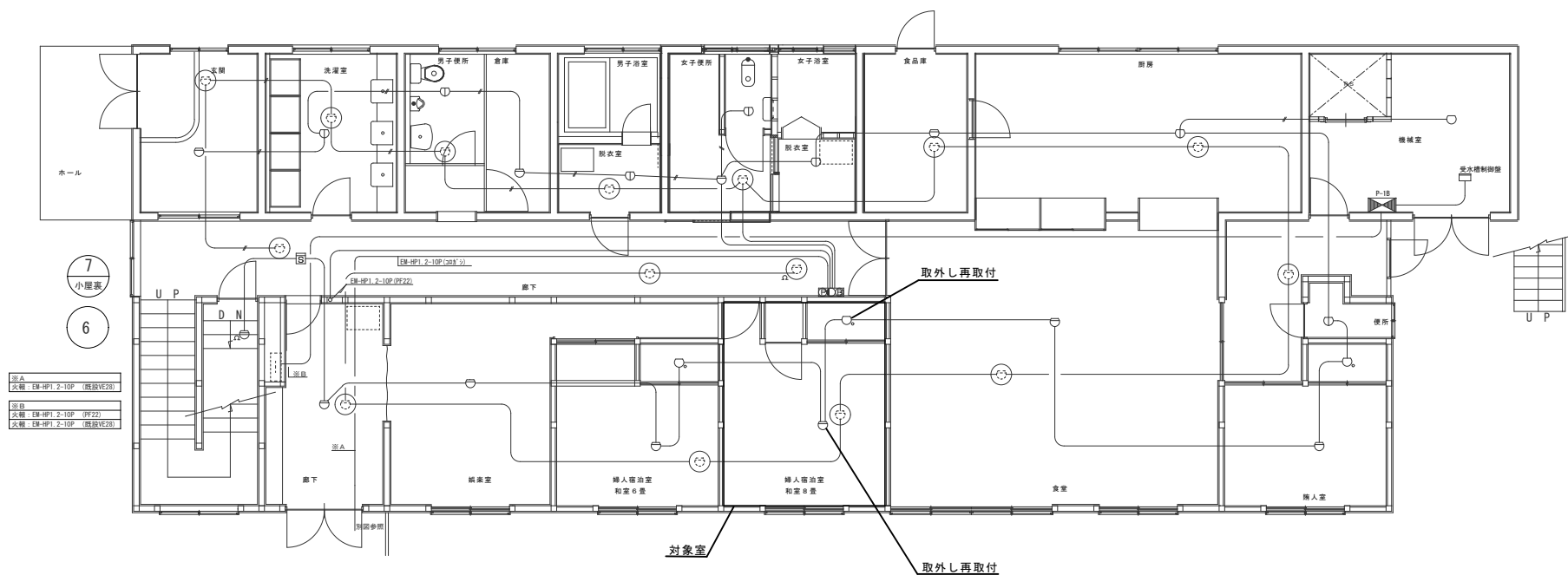
拡声回路	
本館棟 1階	①
本館棟 2階	②
管理棟 1階	③
管理棟 2階	④

1-1B (既存設備)	PA:10P TEL:10P LAN:SP TV:CS-D4
1-2B (新設備)	PA:SP TEL:10P LAN:SP TV:



1階平面図

配線凡例	
——	EM-AE 1.2-20 (20A ¹ /3)
——	EM-AE 1.2-40 (20A ¹ /3)



1階平面図



1 工事概要

- 1 工事名 松本児童相談所一時保護所学習室改修工事
- 2 工事箇所 松本市波田
- 3 工事対象建物 一時保護所棟
- 4 工事概要 一時保護所棟 和室改修に伴う建築・電気設備・機械設備工事
一時保護所棟 準備室改修に伴う建築・電気設備工事

2 共通仕様

※ 設計図書（設計図、工事費内訳書等）および特記仕様書に記載のない事項は、すべて下記によること。

- 公共建築工事（改修工事）標準仕様書（建築工事編）最新版 / 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
- 公共建築工事（改修工事）標準仕様書（電気設備工事編）最新版 / 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
- 公共建築工事（改修工事）標準仕様書（機械設備工事編）最新版 / 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
- 建築物解体工事共通仕様書・同解説 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
- 建設工事公衆災害防止対策要領（建築工事編）建設省建設経済局建設業課・住宅局建築指導課監修
- 長野県建設リサイクル推進指針

3 特記仕様

- 1 資材 本工事に使用する資材はすべて新品とする。（再生品使用を指示した場合を除く）
- 2 工事用電力、水等 本工事に必要な工事用電力、水等の費用はすべて請負者の負担とする。
- 3 施工計画 契約後、すみやかに施工計画書（工程、仮設、安全管理等）を作成し、係員の承諾を得ること。
- 4 諸官公庁手続き 官公庁への手続きは本工事を含むものとし、請負者がこれを行うものとする。
- 5 工事実績情報 7、請負額が500万円以上の工事は、工事実績情報（工事カルテ）を登録すること。
イ、登録は、あらかじめ監督職員の確認を受け、契約締結後10日以内に（財）日本建設情報総合センター（JACIC）にて手続きを行い、登録されたことを証明する資料を提出すること。
- 6 下請人等一覧表 7、下請契約締結後、速やかに下請人等一覧表を整備すること。
イ、記載内容は、称号又は名称、工種、契約額、建設業の許可状況等とし、下請金額に係らず一次下請に限り全て記載すること。
- 7 施工体系図 7、下請金額に係らず全ての工事について施工体系図を作成し、提出すること。
イ、施工体系図は、施工期間中工事現場に備え付けると共に、工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示すること。
- 8 安全管理 7、工事にあたっては、施設管理者等と打合せを行い、請負者の負担で安全確保に必要な措置を講じること。
イ、工事現場においては、労働災害、公衆災害の防止に努めるとともに、全作業員を対象に定期的に安全教育、研修及び訓練を行うこと。
ウ、安全教育、研修及び訓練は、工事期間中に月一回以上実施し、この結果を工事日誌へ記録するほか、工事写真等も整理のうえ提出すること。

9 工程管理

電気、ガス、水道等、施設の運営上必要な機能を停止する場合は、事前に施設管理者と日程等を調整し、事故、紛争等を防止すること。

10 産業廃棄物等の取扱

- 7、発生材は、事故等の原因とならないよう、できるだけ速やかに場外へ搬出すること。
- イ、廃棄物の種類別に徹底した分別を行い、できるだけ再資源化を図ること。
- ウ、廃棄物処理について、請負者が自ら処理（分別、保管、収集、運搬及び処分）するときは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）」に基づき、適正に行うこと。
- エ、廃棄物処理の全部又は一部を委託する場合は、廃棄物処理法に基づく処理を業とする許可を取得している者に委託すること。
また、施工前に産業廃棄物処理委託契約書と産業廃棄物処理業の許可証の写し、許可運搬車両一覧等をまとめた「廃棄物処理計画書」を提出すること。
- オ、しゅん工時に廃棄物の種別ごとに処理数量を集計し、積み込み状況の写真、処分状況の写真、マフストA票、B2票、D票並びにE票の写しを添付した「廃棄物等処理報告書」を提出すること。（それぞれの提出は、法の定める期限内に行うこと。）

11 過積載の禁止

資機材の運搬にあたっては、運搬車両の最大積載量を把握し、過積載を行わないよう計画した上で、記録を残すこと。
また、飛散の恐れがあるものは、飛散防止対策を十分に行うこと。

12 清掃片付け

工時には常時後片付け及び清掃に心がけ、発生材及び塵芥が飛散若しくは堆積しないようにすること。

13 環境への配慮

- 7、VOC対策として、有害化学物質等を含有しないか含有量が少ない材料を選定すること。
- イ、現場で使用する機械は、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型建設機械とする。
- ウ、夜間、早期等の稼動を避けること。ただし、監督職員の承諾を受けた時はこの限りではない。なお、通行ルートは影響の少ないルートを選定すること。
- エ、汚水、汚泥、土砂の流出防止に努めるとともに、表土復元等の配慮を行うこと。

14 工事写真撮影要領

- 7、着工前及び完成後の撮影は、同位置同方向とすること。
- イ、施工中の撮影は、完了後に確認できない事項及び隠蔽となる部分に留意すること。
工時着手時及びしゅん工時に、別途係員の指示する書類等を提出すること。

15 一般工事書類等

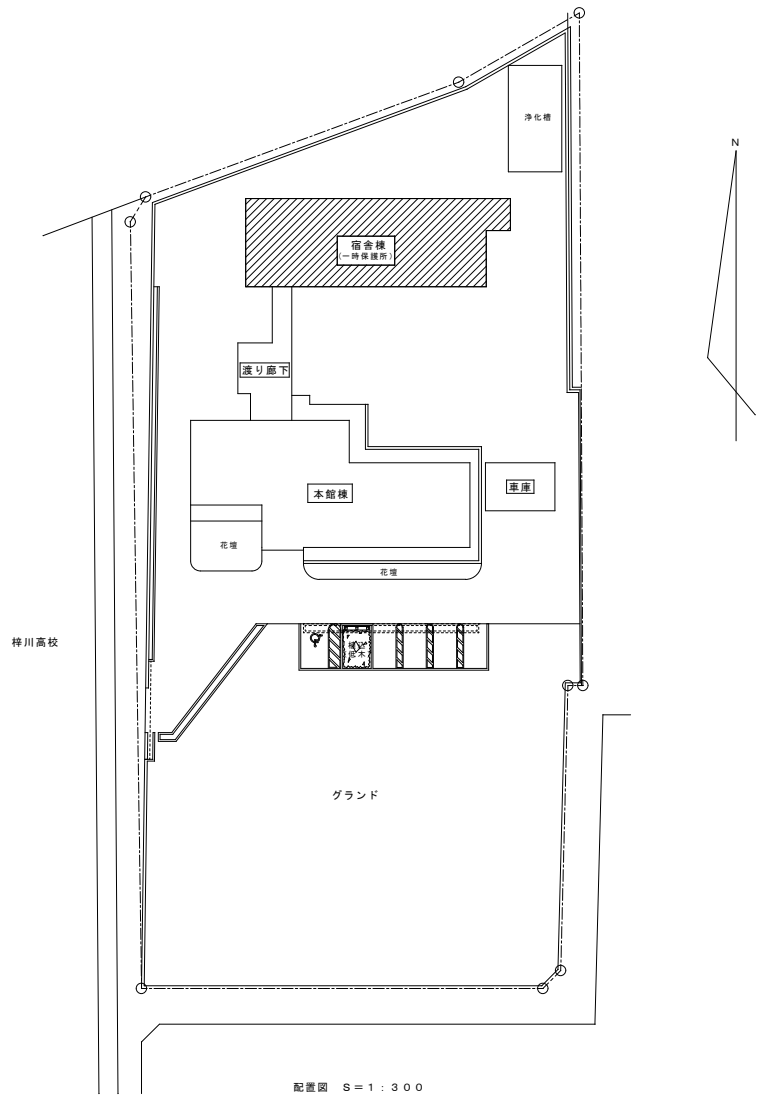
設計図書等に明記のない事項に疑義が生じた場合は、係員と協議し、指示に従うこと。


16 疑義等

7、暴力団関係者等から工事妨害による被害を受けた場合は、すみやかに被害届を警察に提出すること。

17 その他

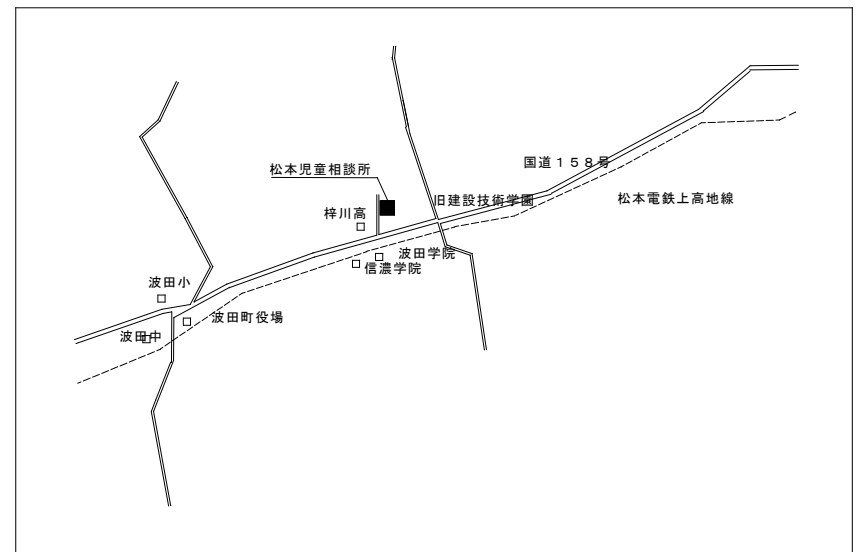
イ、工事工程を施設管理者と打ち合わせした上で着工すること。



 対象建物

工事概要

- 1 一時保護所 和室改修に伴う工事
- 2 一時保護所 準備室改修に伴う工事



案内図

